

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成 26 年度第 1 回高松市子ども・子育て支援会議部会
開催日時	平成 26 年 6 月 4 日(水) 10 時 00 分～11 時 30 分
開催場所	高松市役所 11 階 114 会議室
議 題	(1) 部会長、職務代理者の選任について (2) 子ども・子育て支援新制度施行に伴う関係条例の制定について (3) スケジュール等について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	加野会長、大芝委員、田中委員、樽谷委員、永澤委員、三木委員 計 6 人
傍 聴 者	11 人      (定員 12 人)
担当課および連絡先	子育て支援課子育て企画係 839-2354

審議経過および審議結果
<p>会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。</p> <p>(1) 部会長、職務代理者の選任について 部会長、職務代理者の選任について、部会長に加野委員、職務代理者に田中委員が選任された。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援新制度施行に伴う関係条例の制定について 子ども・子育て支援新制度施行に伴う関係条例の制定について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。 (委員) まず、市としては、条例を何月の議会でまとめる予定なのか。次に、資料(2)に費用・利用者負担の決定等とあるが、どのような基準で決める予定なのか。また、資料(1)に関して、国から示されている「参酌すべき基準」に対して市はどこまで対応するつもりなのか。この条例が新制度の基本となるので、部会の回数を増やし、議論する機会を増やして欲しい。 (事務局) 条例は、9月の議会で制定される予定である。費用・利用者負担に関しては、国の公定価格が出たばかりなので、これから検討してまいりたい。参酌基準については、国から示された基準のうち、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」があり、「参酌すべき基準」は一般的な事項を定めている。市が国より厳しい基準を設けると、施設の新制度への参入が難しくなる可能性があるため、概ね、国の基準をもって市の条例の基本としたい。部会の回数については、必要があれば、随時増やしていく予定である。</p>

審議経過および審議結果

(会長)

国の参酌すべき基準に沿いながら進めていくということだと思う。

(会長)

資料(1)の11、12ページに記載されている「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営の基準」について、一部の項目では、本市の状況が参酌すべき基準を下回るようだが、条例の内容は、国の基準どおりとするのか。

(事務局)

参酌すべき基準について、まずは国の基準を基本とし、その上で施設ごとに基準を定める予定である。

(委員)

最も関係がある子育て世帯の親御さんに、新制度について周知する方法を考えて欲しい。ホームページや広報だけでは、あまり効果がないように思う。

(事務局)

7月中頃から、シリーズ形式で広報誌に掲載するほか、ケーブルテレビの番組で紹介する予定である。また、市民の方向けの説明会を行う予定である。市内の7つの区域でそれぞれ会場を決め、7月下旬と秋頃の2回の開催を考えている。説明会で出た質問に対して、HPにも掲載していく予定である。

(会長)

6月下旬に実施予定のパブリックコメントに参加して頂くという方法もあると思う。

(委員)

市民向けの説明会は7か所で開催するようだが、具体的な場所や説明する内容を周知する必要があるのではないか。

(委員)

保育所を利用する人の事情に合った場所を提供して頂きたい。提案として、資格を持っている先生など、現場の人の声を届けるような形はどうかと思う。

(事務局)

当然、各施設から保護者の方へ向けて新制度に関する御説明ができるような体制をとっておかなくてはならないが、国から次々に新しい情報が出る中で、施設の職員が全ての情報を共有できているかということ、そうではない状況でもある。現場で最も市民の方と接する機会の多い施設職員に向けての情報の周知については、いただいた御意見を参考に検討していきたい。

(事務局)

地域子育て支援拠点など、親子が集まる場所へ広く広報するよう努めたい。

(委員)

資料(1)の4ページに記載されている「①幼保連携型認定こども園の認可基準」について、教育時間は4時間、保育・教育時間は8時間となっている。これは、保育時間が8時間のうち、教育時間が4時間という意味なのか。

(事務局)

教育時間が4時間というのは、法律上定められている幼稚園が実施している教育時間のことであり、保育・教育時間が8時間というのは、従来の保育所の標準的な保育時間を意味している。8時間のうち、保育だけではなく教育も行われているとして「教育・保育時間」としている。

(委員)

新制度について、保護者に知られていないのが実態である。まずは、入口となる基本的なところから説明が必要だと思う。前回の支援会議で配布された「なるほどbook」は、非常に分かりやすい資料だった。幼稚園や保育所が、保護者に直接こうした資料を配布し、説明するのが最も効率的だと思う。

## 審議経過および審議結果

また、そのような施設に通っていない人への広報も考えて欲しい。

(事務局)

今回の新制度は、大きな制度変更にもかかわらず、非常に複雑で分かりにくい内容となっている。特に保護者の方にとっては、手続きがどうなるのか、利用料がどうなるのかということが分かりにくい。こういった部分については、保護者の視点に立って、国のなるほどBOOKなどを活用しながら、高松市では具体的な利用手続きはこうなるとか、利用者負担はこうなるということを逐次情報提供していきたい。

(会長)

まずは、保育所や幼稚園などの事業所が、新制度について理解することが大切である。また、資料の配布などでの広報の他に、口コミのような、人との会話を通じて伝わる部分も大きいと思うので、コミュニケーションの流れを把握する事も重要だと思う。

条例の内容等について、他に意見・質問等がなければ、関連条例の制定等については、了承ということによいかと思う。

### (2) スケジュール等について

スケジュール等について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

(委員)

資料(1)の5ページに記載されている「地域型保育事業の認可基準」について、保育士の資格・配置基準は、国の基準に従うので良いのか。また、職員の待遇の改善について、考えてもらいたい。

(事務局)

「地域型保育事業の認可基準」については、新たな制度であるため、まずどれくらいの需要量があるかを確認したい。また、現在、市の単独事業として補助金を出している施設もあるため、それぞれの施設に要望をお聞きしたいと考えている。職員の確保については、公定価格の中に人員の加配も含まれているとされている。国からの説明の通り、現在の運営費に加算されているものとして理解している。

(委員)

今後、開かれる予定である7月の部会は国の会議の資料を基に協議するのか。10月の部会については、開催前に資料を頂けるのか。また、午前中の開催は出来れば避けてほしい。

(事務局)

国の会議では、民間施設に対する意向調査をどのように進めていくかを示すもので、決まり次第直ちに民間事業者へ伝えるつもりである。7月の部会では、民間施設に対する意向調査を踏まえて、確保方策の検討を行いたいと考えている。事前に資料をお渡しできるよう、準備したい。また、開催時刻についても御意向に添えられるよう努めたい。

(会長)

来年度からさっそく認定こども園への移行を進めていくのか。

(事務局)

これから民間事業の方に、各施設の事情を勘案した上で、現時点での意向を決めて頂き、確保方策に盛り込みたいと考えている。

(会長)

認定こども園への移行は、各事業所に選択してもらおうということだが、量の見込みに対して、確保方策が不十分だった場合、民間事業に対して認定こども園への移行を促すことはあるのか。

審議経過および審議結果

(事務局)

国の考え方として、民間事業の方が移行しやすいように、移行の希望がある場合は基準を満たしていれば、もれなく認可するよう示されている。市もこれに沿うことで、促していきたいと考えている。

(委員)

民間施設の意向調査を実施する前に、基準をきちんとつめて決めて欲しい。また、全ての資料を送って頂きたい。すべての資料に目を通した上で、協議をしたい。職員の処遇についても大きく変わるようだが、待遇を下げると職員の確保が難しくなる。

(事務局)

基準に定める要件に係る経費は、国が示す公定価格に含まれていると理解している。国の案では、全ての施設に該当するわけではないが、総論で公定価格が現行の運営費と比較して10パーセント程度増加するとしており、その中で質・量ともに確保できると考えている。個別の保育所・幼稚園については、それぞれ利用人数や職員配置に差があるため、給付費が異なってくるが、これらの計算方法は非常に複雑となっており、現在、簡単に現行制度と比較できるようなソフトを国が準備している。私立幼稚園については、新制度に移行するかしないかは施設の自由となっているため、これらを参考にし、選択していただきたい。移行することは強制されるものではなく、また、意向調査は最終的な結論を問うものでもない。資料の送付については、どの資料を送付するか後程確認させていただきたい。

(会長)

制度が継続していく中で、市がそれぞれの施設の要望を吸い上げて対応していくこともできると思う。

その他、委員から特に意見はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以 上

審議経過および審議結果

